

# 特許法の新論点Q&A (第13回)



弁護士・弁理士 永田 貴久  
(大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

**Q** 弊社は、発明 *a* を完成した後、特許権を取得すべく日本国特許庁に特許出願の手続きをしました。その後、当該発明 *a* に係る製品Xの売れ行きが好調で、日本国内だけでなく外国においても販売することが決定しました。今のところ、販売国の候補は、米国、中国、及び欧州です。

現在、日本国特許庁に特許出願をしてから既に3ヶ月が経過していますが、外国で特許権を取得するに際しての留意点はあるでしょうか？

また、日本国内において製品Xの販売を開始してから、新規性喪失の例外の適用を受けて日本国特許庁に特許出願していたとすると、外国においても新規性喪失の例外の適用を受けて特許権を取得することができるのでしょうか？

**A** 1 はじめに

日本国で特許権を取得したとしても、その特許権の効力は日本国内のみに及ぶだけであって、海外においては何ら効力が及びません。したがって、海外で特許権の利益を享受したいのであれば、各国において、それぞれ特許権を取得する必要があります（パリ条約第4条の2）。

外国に特許出願をする場合には、(1)日本国での特許出願に基づいて直接各国の特許庁へ特許出願の手続きをするパリルートと、(2)日本国での特許出願に基づいて国際特許出願（PCT出願）を介して各国の特許庁へ移行手続きをするPCTルートと、があります。まず、(1)パリルートを利用した出願（パリルート出願）、(2)PCTルートを利用した出願（PCTルート出願）について、それぞれの制度の概要を説明しつつ、メリット・デメリットを簡単に解説します。

## 2 出願ルート

### (1) パリルート出願

パリルート出願とは、日本国の特許出願から1年以内に、パリ条約による優先権を主張して各国の特許庁に対して特許出願の手続きを行うものを言います。この際、各国の特許庁に対して行う手続きは、当該国の代理人によって当該国の特許法・規則に沿った形式で行われますので、当該国の言語に翻訳する必要があります。